

研究会資料16 「法定後見制度の見直しに関する検討事項①」にかかる  
現段階での見解について

2023/11/10

公益社団法人 日本社会福祉士会 星野美子

1. 項目立てについて

前提のこととして、第1、第2が重要ということを理解はしているものの、検討事項である第3以降の内容がより明確に伝わるような構成を求めたい。

具体的には、第1第2を第3と統合し、第3では「改正が必要である」ということを前面に出してほしい。

第5「取消権」についての割合が大きい、「行為能力制限の見直し」という項目とし、そのなかにおいて「取消権」についてどう考えるかという整理が必要ではないか。

第6「代理権」については、「必要性補充性の原則」および「本人の同意・不同意との関係」で整理ができるのではないか。

第7は第6の前におかれるとわかりやすいように思えるが、今後、検討事項②が提示されたところで全体像がわかるかと考える。

これまでの議論のなかで、民法改正とともに社会福祉法体制の改革も同時に検討されなければならないことが指摘されたことから、本会からも提言している「共管法」の具体的内容等、また、この研究会では課題は示されたが、他の検討場面で検討が必要とされる項目も、列挙される必要がある。例) 中核機関の法的位置づけ、意思決定支援について、報酬のあり方、適切な制度利用に向けたアセスメント・モニタリングの方法や実施機関等（第11回研究会で本会が提出した意見書を参照してほしい）

2. 必要性補充性について

それぞれの立場、専門性からこのことがどのように捉えられているかはばらつきがあると感じる。社会福祉士としては、法律における捉え方とずれがあることを認識しているが、法改正が現場において機能するためには、実務において用いられている一例として、必要性補充性を判断するためのシートを添付したい。これがこの研究会で議論されている必要性補充性とは異なるものであるとしたら、現場で既に進んでいるこのような考え方をどこでどのように整理することができるのか理解をし、今後も検討を続けたい。（添付資料：大田区著作権擁護支援方針分析シート）

- ・「課題と考えられる項目」 → 必要性の判断
- ・「現在既にある社会資源で可能性のある手段」 → 補充性の判断

### 3. 本人の同意について

本人情報シートの5を抜粋する。

#### 5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
- 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
- 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
- その他

本人情報シート開発にあたり、最高裁判所と日本社会福祉士会は事前に複数回の打合せを行った。その際、初めに提示されたのは、

「 申立てをすることを本人が同意している」を基準とした選択肢であったところ、本人が同意していることをどのように判断するかは、記載者や関係者によって捉え方が主観的となり、言葉だけで同意をしていると判断する危険性があること、また、申立て前には言葉では「必要がない」と不同意の意思を表明していても、丁寧な説明や関わり方によって、完全に同意はしていないまでも（その場合、補助ではなく、保佐類型を選択する）実際に後見制度の利用が始まり、適切な支援に結びつき、結果として本人が同意をし、制度の利用が継続している事案は少なくない。そのようなやりとりを事前の打合せで行った結果、上記の文言に最終的に落ち着いた、と当時関わった者として理解をしている。

本人の同意・不同意の観点からの整理を試みるにあたって、留意していただきたいと考える。

以上